

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成 26 年 4 月 1 日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が 3 万円未満のものが非課税とされていましたが、平成 26 年 4 月 1 日以降に作成されるものについては、受取金額が 5 万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税率が、次の通り引き上げられました。

平成 26 年 4 月 1 日適用開始 消費税率 8.0%(消費税率 6.3%、地方消費税率 1.7%)

この法改正に伴い、『ホテルテキスト 料飲Ⅰ レストラン・宴会編 (第 5 版第 1 刷 発行日：平成 26 年 3 月 14 日)』の記載内容のうち、変更になった箇所があります。

以下の対応表をご参照いただき、内容を置き換えて学習を進めて下さい。

該当箇所	改定内容 (下線部分)	テキスト (第 5 版第 1 刷) 内容
P132 表 <収入印紙の金額>	<u>5 万円以上～100 万円以下</u> 200 円	3 万円以上～100 万円以下 200 円
P132 (4) 込々金額のブレイクダウン 3 行目	ここでは、消費税率は 5%として計算例を説明します。 <u>平成 26 年 4 月 1 日以降は 8%を適用して計算してください。</u>	ここでは、消費税率は 5%として計算例を説明します。

※最新の追補情報はウイネットホームページ(<http://wenet.co.jp/guide/>)で公開しております。

[ホテル・ブライダル]を選択し、該当書籍の詳細ページをご確認ください。

2015 年 3 月 13 日
以上